ことを明らかにした。それは、多賀社の「同宿輩」として出入り

していた近江甲賀の飯道寺の祐盛が、熊野本願をも兼ね、兄弟弟

近江尼子氏と多賀社本願不動院

―天文二十四年銘梵鐘の研究(一)―

西島太郎

A study of the bell built in 1555 at the Taga Shrine in Omi Province Part 1

NISHIJIMA Taro

はじめに

子の可能性の高い祐尊が、本山派再建を画策する聖護院門跡の支 一)前後にあったとする。聖護院門跡道増は、甥の将軍足利義輝 の下知により廻国活動を行い、配下の山伏を使い将軍と地方諸大名を繋ぎ、朝廷とも関係を持った。将軍義輝の全国統治と聖護院門跡道増による本山派再建の連携を説く黒嶋敏氏の研究を発展させ、多賀社本願の活動を、守護六角氏と修験内の動き、さらに幕府・朝廷をも視野に入れて説明した点は画期的である。そのため、多賀社本願の組織や活動は、天皇・将軍・聖護院門跡・六角氏といった上位権力者たちとの関係を視野に入れて検討しなければならない。

九八五年に滋賀県指定有形文化財に指定された多賀大社の梵

房や丹下盛知等がいて、 奉加者には、まだ元服前の浅井長政の名や、 ろう」とする。一二二名とされる奉加者は、多賀社のある近江国 鐘一 いて明らかにできる稀有な史料である。 年段階の地方有力者の人名・通称・官途・女性を含めた一族につ を中心に、北は能登国、 は「百二十二名の寄進者名が刻されていることは特筆すべきであ から、天文二十四年(弘治元・一五五五)九月に多賀大社の鳧 量約二トンの鋳銅製で、 (梵鐘)として不動院祐尊らにより鋳造された。指定の際の説明 \Box は、 総高二〇九・二、口径一二七・五センチメートル、 一族の女性の名も多くあり、 池の間の一区から四区にかけての陰刻銘 東は武蔵国、 西は出雲国にまで広がる。 河内の有力者安見宗 天文二十四 鐘さ 重

に子沙弥宗心」を六角義賢や尼子晴久と理解して「守護級の家の一族」による奉加とされた後は、具体的な検討がなされていない。本稿では、まず梵鐘銘文を改めて実見して刻文の確定を行う。そして筆頭に記される「佐々木宮内少輔源賢誉」と「尼子沙弥宗心」が、近江の尼子氏であることを明らかにし、なぜ筆頭に記されるのかについて検討を行う。その上で、梵鐘が鋳造された天文二十四年段階の本願不動院について検討する。梵鐘に記された他の奉加者については別稿で検討を行う。

一章 天文二十四年九月吉日付

梵鐘銘の研究史

第一節 梵鐘銘の翻刻

7 年)。⑥『昭和六十年度滋賀県文化財調査年報』(一九八七年)。 史』第五巻史料編(二〇〇一年)。 (一九三三年)。②坪井良平『日本古鐘銘集成』(一九七二年)。 『湖東地方の文化財(滋賀県)』(一九七五年)。④『多賀大社叢 銘文の翻刻は、 『お多賀さまへは月まいり』(一九九四年)。 文書篇、 改訂版 年代順に以下のものがある。 (一九八三年)。⑤ 『多賀信仰』(一九八六 1 8 『多賀神社 『新修彦根市 吏

ある。 田筑後守」としていたものが、 遠 引き継がれ「吉田築後守」としているのは、孫引きによる誤読で では「武州遠山甲□守□□ 鐘実物の文字を確認して翻刻されたものかは不明である。 づき⑦⑧が作成されていることがわかる。各活字は②を除き、 文字の異同から、 ①に基づき④⑤が、②に基づき③が、]」と読みの精度が後退し、]] と読んでいるのを、 ⑦で「吉田築後守」とし、 ①~⑥まで「吉 ⑥では「武州 ただ② ⑥に基 梵

銘文を記す。 査し、現地で確認を行った上で文字の確定を行った。以下にその査し、現地で確認を行った上で文字の確定を行った。以下にそのそのため本稿では、①②⑥を参考としつつも、梵鐘を改めて調 今村甚二郎 今村右近佐 浅井周勝 浅井猿夜叉 片岡善右衛門尉

藤川久兵衛尉

【史料1】多賀大社梵鐘銘

斜	,
⊵	<

大日本国近江州多賀大社鳧鐘

天文廿四年九月廿日奉鋳之畢 本願上人祐尊謹誌

佐々木宮内少輔源賢誉

横関妙祐

太田監物

横関彦助

多賀豊後守 尼子沙弥宗心

高宮右京亮豊□ 多賀与九郎左衛門

藤沢猿女

藤田三兵衛尉

同安久里女

山路玄蕃助

同橋松女

神戸於劫女

神戸下総守

梅戸加賀守

後藤兵部少輔 同住茶々女 **峯北村茶智女**

冨春軒

平三郎左衛門尉

丹下備中守 野尻孫五郎 安見美作守宗房 浅見紀伊守 多賀与一

同

玄範

同 同

萱生宗明 野々村徳聚軒

海老名三川守 萱生見清女 兼貞七郎左衛門尉 桑原兵部丞

同

播塵車順

上野乗音

大谷東阿 走井備前守

同

筑後青原

同 同

上総玄重 常陸玄甲

馬場若狭守

尾州岩倉野村

雲林院兵部少輔

刃輪清左衛門尉

今村紀伊守

同

土佐玄龍 式部卿玄長

長順

讃岐定俊

中路修理進

今村源四郎 ^(長頼)

同大一坊女

羽津宗持

同一笹千女

同千代光女 高宮権九郎

高宮新右衛門尉

雲林院宗二郎 高信千代女

来乗大徳

雲州分

奥平監物

同茶智女 同阿茶女

小岐須子々女

米田大方

秋山龍雲軒 石原孫二郎

松浦周防守盛

泉州寿松

同

伊勢正俊

武蔵宗俊 備後祐玉

井口越前守 狩野弥一 河瀬□松女

(第三区)

小聖宮内卿祐賢 小貳玄善豪 永正

兵部卿祐重

長言

覚禅

成圓

行春

真如坊定朝 能州七尾村井左京進 同三郎左衛門尉 菅沼織部佑

河瀬嶺夜叉

浅井左衛門大夫

三沢左京亮

陰岐守 吉田筑守

大東尾張守

第二節 銘文の研究史	同所□□	三州水野藤九郎	小倉又次郎	(第四区)				祐方	同母松楠女	武州遠山甲斐守	百々越前守□信	堀遠江守秀治	目賀田次郎左衛門尉
					同	同	同	同	同	同	同	同	同
					和泉慶高	水玉	越後長賢	越前行徳	丹後真□	若狭	仙朝	越中□□	出雲

銘文の検討は、 年代順に以下のものがある。

⑨熊谷幸次郎「多

年)。⑫『多賀の文化財 武将たち」(一九八六年)。① 『多賀信仰とその周辺』(一九九〇 の多賀社を信仰した人々」(二〇〇七年)。⑮工藤克洋「聖・山伏 賀大社のつり鐘と銘文」(一九七〇年)。⑩木村光伸「梵鐘奉納と 『お多賀さまへは月まいり』(一九九四年)。 考古・美術工芸品』(一九九一年)。(3) 仙仁木宏 「戦国時代

がうみだした戦国期の本願」(二〇一〇年)。

以上の七編のうち、

⑨熊谷論考が奉加者には

「佐々木・尼子氏

ことの根拠は示していない。 誉」を六角義賢とした比定の継承に過ぎない。 族」をさらに具体化させた⑩木村論考で「佐々木宮内少輔源腎 つまり⑨から⑪までの文献は、 を指す「佐々木宮内少輔源賢誉」」とし、⑫⑬文献も同様である。 された人物となる。⑪文献では、 隠岐・因幡・伯耆・備前・美作・備後・備中の八か国守護に補任 とか」とする。尼子晴久だとすると、梵鐘鋳造の三年前に出雲 年代から推察するに永正十二年(一五一五)生れの尼子晴久のこ 江守護職佐々木六角義賢 く⑩木村論考で、奉納者冒頭の「佐々木宮内少輔源賢誉」を「近 の如き守護級の家の一族もみえる」とする。奉加者冒頭の二人 「尼子沙弥宗心」は「犬上郡尼子郷の土豪で、佐々木一族の流れ。 佐々木宮内少輔源賢誉」「尼子沙弥宗心」を指すとみられる。 (入道して承禎) ⑨熊谷論考の「守護級の家の一 「近江守護職の佐々木六角承禎 のこと」とし、次の しかし義賢である

松浦盛、 をきわめた新興の武士を勧進のターゲットとしている」とし、 領主単位で行われ、 る。 く」事例として扱い、 が、 にしたもので、梵鐘銘についても検討を加え、(一) 「尼子沙弥宗心」には触れない。「一地方神社」に過ぎない多賀社 ⑭仁木論考は、人物比定に慎重で、 戦国時代に「全国的な勧進活動に経済的な基盤を移して ⑤工藤論考は、多賀社本願不動院の組織や経済活動を明らか 山城土豪今村慶満の名があるので、 (二)河内守護被官の安見宗房、 「勧進聖たちの活動圏の広がり」を指摘す 「佐々木宮内少輔源賢誉」 「不動院が当時威勢 和泉守護代 勧進は個別

(三)「下剋上で成り上がった武士が檀那として掌握されていない(三)「下剋上で成り上がった武士が檀那として掌握されていないかとする。この二人は、奉加者筆頭と次位に記載されており、梵頭の「佐々木宮内少輔源賢誉」を近江守護の六角義賢とし、二人頭の「尼子沙弥宗心」を出雲など八か国守護の尼子晴久ではないかとする。この二人は、奉加者筆頭と次位に記載されており、梵かとする。この二人は、奉加者筆頭と次位に記載されており、梵かとする。この二人は、奉加者筆頭と次位に記載されており、梵かとする。この二人は、奉加者筆頭と次位に記載されていない(三)「下剋上で成り上がった武士が檀那として掌握されていない(三)「下剋上で成り上がった武士が檀那として掌握されていない(三)「下剋上で成り上がった武士が檀那として掌握されていない(三)「下剋上で成り上がった武士が檀那として掌握されていない(三)「下剋上で成り上がった」のではないかと指摘する。

第二章 筆頭奉加者の近江尼子氏

第

節

「佐々木宮内少輔源賢誉_

銘文の配列は、池の間各区に横に三列あるが、第三区二列目や 第四区が一列のみである点から、人名を順次縦に記すのではな く、左行へ続け、一杯になると下段右へと続くことがわかる。ま ず冒頭の「佐々木宮内少輔源賢誉」を検討する。天文二十四年 時、六角義賢の官途は「左京大夫」であり、「宮内少輔」ではない。また義賢が「賢誉」と名乗ったことも史料や系譜類からは確い。また義賢が「賢誉」と名乗ったことも史料や系譜類からは確い。また義賢が「賢誉」と名乗ったことがわかる。 か。次の六角義賢書状から尼子氏であることがわかる。

【史料2】六角義賢書状写

可然候、此表儀無差事候条、其方儀能可被聞居候、猶庵頭可度々註進祝着候、敵山中 ፲ 可出之由候間、久徳口へ御越尤

申候、恐々謹言、

八月二日

義賢 (花押影)

尼子宮内少輔殿 進力

【史料3】六角義賢書状

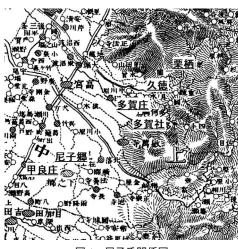
札得其意候、祝着候、猶三塚隼人可申候、恐々謹言、札得其意候、尤御辛労之至候、殊毎事御馳走之旨、対興禅寺芳長々在陣、尤御辛労之至候、殊毎事御馳走之旨、対興禅寺芳

七月十日

尼子宮内少輔殿 進之候

東料2・3共に年代を推定すると、差出が「義賢」で発給される文書は、父六角定頼が死去した天文二十一年(一五五二)正月以降で、「承禎」を名乗る以前の弘治三年(一五五七)の間に絞られる。尼子氏は佐々木氏の庶流であり、源姓でもある。そのたられる。尼子氏は佐々木氏の庶流であり、源姓でもある。そのため天文二十四年の梵鐘銘の「佐々木宮内少輔源賢誉」は「尼子宮内少輔」のことと考えられる。そして「尼子宮内少輔」の実名は、東料2・3共に年代を推定すると、差出が「義賢」で発給され

芹川の右岸にある。久徳北方の霊仙山から迫りくる京極方軍勢へている。犬上郡久徳(多賀町)は、多賀社のある多賀のすぐ北のので、尼子氏が犬上郡久徳口へ出向いたのは適切である、と伝えし、尼子からの度々の注進を謝し、敵方が山中に出没するという、文書の内容をみると、史料2では、六角義賢が尼子賢誉に対文書の内容をみると、史料2では、六角義賢が尼子賢誉に対



尼子氏関係図

(『滋賀県の地名』平凡社、1991 年特別付録、「滋 賀県全図」明治17年(1884)製作、二十万分 図の部分を縮小)

勢方面 察される。 からの偏諱と考えられる。 のような義賢と賢誉の関係を考慮すれば、 角方として長期間にわたり出陣している状況が明らかとなる。 していることに対し、 ることが明らかとなる。史料3では、賢誉が「長々」と 「沙弥」と法体であるため、 久徳口への出兵と同時期か、 対処を尼子氏が担い、 へ出兵した際の文書とみられる。ここからは、 義賢がその「辛労」をねぎらっている。 賢誉が義賢へその状況を逐一 また賢誉の次行 賢誉の父かその一族ではないかと推 時期は特定できないが六角氏が伊 賢誉の「賢」字は義賢 「尼子沙弥宗心」 尼子氏が六 報告してい 一在陣 は、 ح 先

以上から「佐々木宮内少輔源賢誉」 は尼子賢誉であり、 法体の

> 第二節 近江尼子氏と多賀地域

宗心と共に、

奉加者筆頭となっていることが明らかとなった。

子 へ落ちた際、京極高清への協力依頼を取り次いだのも (「佐々木尼子刑部少輔」)、 は国人層に位置づく。永正七年(一五一〇) して幕府―守護に対する公役納入責任者となるので、 子宮内少輔長綱」 の供奉を勤めていて、「佐々木宮内少輔国貞」(一四五八年)、 衆に編成された。 整備されると、近江尼子氏は直臣のなかでも最も家格の高い外様 の応永年間に将軍直臣となり、その所領である尼子郷も (道誉) 様衆となり、 氏の守護領国である出雲国の守護代となり、 庶子が出雲尼子氏となった。 子高秀の庶子高久に始まる家である。 尼子氏は京極氏の庶流で、 」であった。 「IS 稙 として守護不入権を付与された。 から受け継いだ甲良庄内尼子郷を拠点に、 から足利義澄討伐のための 遂には大名となっていく。 近江尼子氏は、 (一四八六年) 同十七年には、 出雲尼子氏は京極氏被官として京 室町時代初頭の京極高氏 等が確認できる。 将軍直臣として度々将軍出 出 将軍足利義教期に直臣 高久の嫡子が近江尼子氏 陣 近江の尼子氏は、 を御 管領の細川高国が近江 次いで将軍直臣 には将軍足利 内 書 幕府御家人と 将軍足利義持 で求 近江尼子氏 (道誉) 佐々木尼 |一円不 め 5 ||向時 高氏 团 尼 0

輸

翻したことで、佐和山城、 天文十九年から二十二年にかけて京極高広が六角定頼に反旗 次いで太尾城の攻防となり、 浅井氏

西

が六角義賢から偏諱を受け、さらに六角氏へ積極的に情報を提供 であるが、天文末期には、近江尼子氏当主と考えられる尼子賢誉 方が勝利した。これにより湖北地方の在地領主は、 く六角氏に服属することとなった。この間の尼子氏の動向は不明 はじめ湖北地方の土豪・地侍は京極方に付いたが、最終的に六角 長期の軍事動員にも応じるようになった。 京極氏ではな

の文書である。 ることができる。賢誉と多賀地域との関わりを示すのが次の三点 近江尼子氏に関する史料は少ないが、六角義賢期は六点を数え

【史料4】六角義賢書状

恐々謹言 之儀仕方者、 下半分充順路可申付候、 茂 片行儀候者、不寄何時以奉行、幾度 茂 水分所 ৷ 井口於 多賀庄一円井水儀、以奉行分水可申付候、双方可為等分、少營區長上部 堅可申付候、俵石儀者、追而令糺明可申付候、 井口仁従双方奉行可付置候、 聊爾

六月晦日

尼子殿 進之候

裁定し、その結果を尼子氏へ知らせたものである。多賀庄は、尼 状である。この書状は、犬上郡に属する多賀庄一円の水利に関わ 結果を知らせているのは、この相論に尼子氏が関わっていたため 子氏が居住する甲良庄尼子郷と同じ郡内にある。義賢が尼子氏へ る争いについて、争う双方に井水が等分に行き渡るよう六角氏が 史料4は、天文二十一~弘治三年間推定六月晦日付六角義賢書

と考えられる。

【史料5】六角義賢書状

甲良庄惣懸取之事、近年木朽分水ニ大少在之由候、先従分木 分木少も損候者、懸取之儀可申付旨、尼子かたへ可被申候 上之砂を可取由、三郷 江 可遣奉書候、 於其上分水相違又者

恐々謹言、

七月廿五日

池田宮内丞殿

吉田修理進殿

らない場合や分木が破損した場合、新しく分木を設置することと 郷へ六角氏の奉行人奉書で伝えるとし、それでも水量が一定にな し、尼子氏も利害関係を持っていたと考えられ、これらは多賀庄 示した。甲良庄尼子郷を拠点とする尼子氏は、同庄内の水利に関 し、この事を尼子氏へ伝えるよう六角義賢は吉田・池田両氏へ指 定にならないため、まず分木の上の砂を取るよう、甲良庄内の三 間に絞ることが出来る。犬上郡甲良庄内の分木が朽ち、水量が一 甲良庄など拠点周辺での尼子氏の存在感を示す史料である。 史料5も史料4と同様に、年代は天文二十一~弘治三年の五年

【史料6】正覚坊徳好書状

「馬場若狭守殿

御宿所

下地壱反相加へ彼下地御請米承候間、荒申候てハ無勿体存 処、尼子殿与出入之依御公事下地等不押置候、 去年於栗栖百姓等結水付而喧嘩仕出候間、 徳好 徳好 可有御糾明之由 其内ニ正寿院

存候、 知 言]所々越候、 御公事□□□之間、 則先作人分取上、 此等之旨、 預り申度由、 自此方耕作申付□預り申上者、 三河守殿江具御申肝要候、 御理申付而御領掌畏奉 恐々 可有 謹

五月廿六日

徳好

栗栖は久徳の東隣で、 周辺の土地の下地等諸職を所持してことがわかる。 ある場所だったので、 等が結水で喧嘩となった際、 史料6からは、 弘治三年に犬上郡栗栖 芹川の上流にあたる。 差し押さえとならなかったことが分かる。 「尼子殿」の公事や下地等の出入が (多賀町) において百姓 近江尼子氏が多賀社

れる。 せ、多賀社梵鐘鋳造の筆頭奉加者として立ち現れてきたと考えら 直臣の尼子氏は、 った。多賀社に近い来栖にも尼子氏の公事や下地があった。 の水をめぐる相論に、 る六角・京極間の最前線にいた。また六角氏が裁定した多賀庄内 極方に対処すべく多賀社近くの周辺に軍勢を進めるなど、 に参加し、情報を逐一報告するとともに、霊仙山から出没する京 角義賢から偏諱を受けた尼子賢誉は、六角氏の軍勢動員に積極的 後の尼子氏については、梵鐘銘を含め六点確認できた。この頃六 近江尼子氏関連史料はわずかしかない。 尼子氏が拠点とする甲良庄内の水利についても同様であ 六角氏勢力と結びつくことで地域支配を実現さ 六角当主がその結果を賢誉へ知らせる立場 しかし天文二十四年前 対立す 将軍

不動院の勧進活動

第一節 天皇・将軍・聖護院門跡・六角氏と不動院

豊後守 期、 等の祭儀奉仕を受けた。 京極氏の奉行人連署奉書であって、六角氏の支配領域は多賀社 所領安堵等を含む文書三通(長禄三、 が京極政高 め、 御家人でありながら神官を勤めた多賀豊後守家が神官の長官を務 之、社辺之諸式執行之 基に語られてきた。同由緒冒頭は「多賀大社ニ往古無僧坊、 た享保十六年(一七三一)九月付江州多賀大社別当不動院由緒等の祭儀奉仕を受けた。中世における状況は、別当不動院が記 由緒には、 ある犬上郡を含まない湖東地域だった。江州多賀大社別当不動院 で追うことは難しい。また六角高頼生存期に多賀社に発給され 動坊社を建立させたと伝わる、という意味に解釈できる。 立之云々」と記す。多賀社には古くは僧坊などなく、武家=幕府 六角高賴朝臣命多賀豊後守高満、 鎌倉期、多賀社は犬上東西両郡の総鎮守として、 多賀氏は坂田郡の出雲守系が京極高清を、 に六角高頼が神官の長である多賀高満に命じて、 複数の神官で社領や神事を催行していた。明応三年(一四九 兼 神 官 開基祐尊を日野内光の子としているが、 (政経) 代々為神官之長、 に付いたとされるが、多賀高満を同時代史料 (略)、明応三年至リ、当国之屋形佐々木 護摩堂一宇、 三拾六人之神官等社領収納 明応八、 永正八) 犬上郡の豊後守系 不動坊舎一棟令建 郡内の御家人 江戸時代初 護摩堂と不 は、 全て 戦国

四

た由緒であることが明らかにされている。六角氏と多質社との関係は、高頼に続く定頼・義賢父子の代に最も密となり、社領安保は、高頼に続く定頼・義賢父子の代に最も密となり、社領安堵、年始の祝儀、香水・酒肴の贈答があり、義賢は多賀社の古書坊・証文の裏打についても承諾している。高頼による不動坊建立という由緒は、その後の六角氏との関係を物語るために仮託されめ、日野輝資の子慈性を不動院五世に迎えるにあたり生み出されたものと判断される。

院」記事も天文十九年以降のものと考えられる。 院」記事も天文十九年以降のものと考えられる。 院」記事も天文十九年以降のものと考えられる。

氏の庇護を受けた四本願(不動院、観音院、成就院、般若院)のべきである。祐川氏の研究に拠れば、多賀社の同宿輩には、六角年(一五二〇)に没しているため、定頼による本願設置と考える坊舎を建立して拠点を提供した」とするが、六角高頼は永正十七の勧進活動に従事していた同宿輩を正規の組織として体系付け、の勧進活動に従事していた同宿輩を正規の組織として体系付け、の制進活動に従事していた同宿輩を正規の組織として体系付け、の制進活動に従事していた同宿輩を正規の組織として体系付け、

べきであろう。 に、天文二十四年銘梵鐘鋳造のための勧進活動があったと考える 分されており、実際に縄張り争いがあった。このような背景の上 下にいた六角系と、敏満寺内の地蔵院を頂点とする敏満寺系に二

医力を取り付けたことは大きかったに違いない。 (本尊は、聖護院門跡道増の取次で上人号の勅許を得、道増と同道を朝廷へ進上した。上人号の獲得は、天皇が認めた祐尊が行う勧進活動となることを示す。祐川氏が指摘するように、将軍と諸国大名を繋ぐ聖護院門跡の後ろ盾というだけでなく、上人号の勅許を得ることで朝廷のお墨付きを得ることとなったのである。諸国を得ることで朝廷のお墨付きを得ることとなったのである。諸国を得ることで朝廷のお墨付きを得ることとなったのである。諸国を得ることで朝廷のお墨付きを得ることとなったのである。諸国を得ることで朝廷のお墨付きを得ることとなったのである。諸国を得ることで朝廷のお野びのほんくわん」

天文二十四年銘梵鐘は、祐尊の上人号獲得後、初めての大規模 天文二十四年銘梵鐘は、祐尊の上人号獲得後、初めての大規模 のと考えられる。

第二節 不動院の勧進坊主

この梵鐘鋳造が祐尊だけでなく、実際に勧進活動を行った同宿

電と呼ばれた山伏姿の勧進坊主にとっても記念碑的事業であった」とする。

「山伏」による勧進活動を描くことに特別な意図があってあろう。この「山伏」の背後には大きな梵鐘が置かれていているが、傍らで跪く人物の勧進奉加に対して配布を行っているのであろう。この「山伏」の背後には大きな梵鐘が置かれているのであろう。この「山伏」の背後には大きな梵鐘が置かれているのであろう。この「山伏」の背後には大きな梵鐘が置かれているのであろう。この「山伏」の背後には大きな梵鐘が置かれているがある」(図2)。不動院祐尊による梵鐘鋳造の勧進活動を画中に取り込み、「「山伏」による勧進活動を描くことに特別な意図があった」とする。

天正十七年(一五八九)の豊臣秀吉の奉加による本地堂等の社殿多賀社参詣曼荼羅は三幅現存し、天文二十四年の梵鐘鋳造時、



図2 本殿前の梵鐘 (サントリー美術館所蔵「多賀社参詣曼荼羅」 部分。画像の無断転載禁止)

事業であったことを示している。勧進坊主による勧進活動無くし ものであった。そのため多賀社参詣曼荼羅は、 作されたと考えられている。 て梵鐘は完成しなかったであろう。 の姿と梵鐘を描き込んでいることは、 く多賀社参詣曼荼羅の最初のものであり、 ものと言える。 人)が所持し、絵解きしつつ実際の勧進活動で使用した実用的 いう扱いではなく、 造営時、 寛永年間(一六二四―一六四四)の造営時にそれぞれ制 天文二十四年の梵鐘鋳造時のものは、 山伏姿の勧進坊主である同宿輩 多賀社参詣曼荼羅は多賀社の宝物と 同宿輩にとっても記念碑的 そこに自らの勧進活 同宿輩 (近世では坊 その後に続 (坊人) 0

は「坊人」と呼ばれた。 ていると言える。 院に組織された同宿輩と呼ばれた勧進坊主の存在の大きさを示し 鐘銘としては記されることのない「小聖」と冠する勧進坊主や 賀社神札、 及させ、自身の活動拠点である各地の檀那場を廻って、 れる山伏の姿をした勧進坊主と思われる。 「小聖」を冠しない者七名を記す。この三三名は、同宿輩と呼 「小聖」を冠しない勧進坊主の名をも刻み込んでいるのは、 梵鐘の第三区中段には 牛玉宝印札等の配布を行っていた者」で、 梵鐘銘に、 「小聖」を冠する者が二六名、 奉加者だけでなく、 「多賀信仰を諸国に波 江戸時代に 通常の梵 下段に 不動

主を務めた祐賢であり、梵鐘鋳造時、四一歳だった。以下、「常基祐尊が永禄三年(一五六〇)に八一歳で亡くなった後、二世院梵鐘銘記載の勧進坊主の筆頭「小聖宮内卿祐賢」は、不動院開

丹後・ る。 場をもっていない者ではないだろうか。武蔵・伊勢・出雲・和泉 当国名を冠したもので、国名を冠しない者達は、 常陸・上総・上野・武蔵・越後・越中・越前・若狭・伊勢、 那場を形成しようとする国名を冠しているとするならば、北から 伊勢は正俊が、 玄龍」「讃岐定俊」「備後祐玉」「武蔵宗俊」「伊勢正俊」 九州まで広範囲に、 交渉したものと推察される。檀那場のある、もしくはこれから檀 高」等の国名は、 陸玄甲」「上総玄重」「筑後青原」「上野乗音」「播摩車順」「土佐 「越中□□」「若狭」「丹後真□」「越前行徳」「越後長賢」「和泉慶 実際に梵鐘鋳造で奉加者を出した国である。武蔵は宗俊が 和泉・播磨・備後・讃岐・土佐・出雲・筑後と、東北から 出雲は名前がなく、 その国に檀那場があるか、 同宿輩の勧進坊主は活動していることにな 和泉は慶高が在地の有力者と 檀那形成を目指す担 特定の国の檀那 「出雲_ 南は

院、 0) 日付多賀大社修理所衆議定書に拠れば、多賀社内の「三之宮并聖 の様な偏りのある分布となったとみておきたい。 天文・永禄期の多賀社の同宿輩には、六角系(不動院、 なお「上野乗音」と記される「乗音」は、天文十一年三月十一 「乗音」と「上野乗音」とが同一人だとするならば、不動院 修理担当者に「乗音」がいて、「上森中并四屋之橋」の修理 成就院、 成就坊・般若坊・観音坊と共に 両系統間で勧進の場所をめぐり争いがあった。そのためこ (4) 般若院の四本願)と敏満寺系 「乗音」が担当している。こ (地蔵院) の二系統が 観音

> 進坊主として取り込み、 一つの修理所を担当できる能力のある「乗音」を、 組織したと評価できる。 配下の勧

は、

おわりに

かった。 賢誉」は、六角義賢ではなく将軍直臣の外様衆に編成された、 となって鋳造したものであった。ここに百名を超える奉加者を含 め「守護級の一族」による奉加により鋳造されたものとは言えな 良庄尼子郷を拠点とする尼子賢誉 む人名が記されている。その筆頭に記される「佐々木宮内少輔源 して銘文の確定を行った。この梵鐘は、不動院の初代祐尊が本願 みは、読みの甘さや孫引きによる誤読がみられたが、改めて実見 多賀大社に現存する天文二十四年に鋳造された梵鐘の銘文の読 本稿で明らかになったことをまとめておく。 (宮内少輔) であった。そのた 甲

庄内の水利についても同様であった。多賀社に近い来栖にも尼子 その結果を賢誉へ知らせる立場にあり、 としての活動が多くみられた。六角義賢から偏諱を受けた賢誉 また六角氏が裁定した多賀庄内の水をめぐる相論に、六角当主が 辺に軍勢を進めるなど、 ともに、霊仙山から出没する京極方に対処すべく多賀社近くの周 は、六角氏の軍勢動員に積極的に参加し、情報を逐一報告すると 尼子賢誉は、 将軍直臣でありながら、天文末期には六角氏配 対立する六角・京極間の最前線にいた。 尼子氏が拠点とする甲良

びつくことで地域支配を実現させ、多賀社梵鐘鋳造の筆頭奉加者 氏の公事や下地があった。将軍直臣の尼子氏は、 として立ち現れてきたと考えられた。 六角氏勢力と結

利用されてきた享保十六年(一七三一)作成の江州多賀大社別当 不動院由緒は、 本願を配下に置いたのが天文十年前後であった。 て検討を行った。多賀社の同宿輩として出入りしていた近江甲賀 飯道寺の祐盛が、 梵鐘が鋳造された天文二十四年段階の本願不動院につい 本山派再建を画策する聖護院門跡の支援により、多賀社 不動院の成立を古く語るものであった。 熊野本願をも兼ね、兄弟弟子の可能性の高 従来、 無批判に

示す、 にとどまらず全国に多賀信仰を広め、 得ることで朝廷のお墨付きを得、 者を開拓したことを示す。多賀信仰が全国的化しつつある状況を 名を刻む梵鐘銘文は、 であった。七六歳の祐尊にとり梵鐘鋳造は、これまでの勧進活動 号獲得後、 成果を示す記念碑的意味を持った。「本願上人祐尊」と奉加者 天文十八年(一五四九)に上人号の勅許を得た祐尊は、 天皇・将軍・聖護院門跡・六角氏の協力を取り付けた。上人 格好の素材が梵鐘銘文だったのである 初めての大規模な勧進活動が天文二十四年銘梵鐘鋳造 不動院配下の同宿輩の活動により、 諸国で勧進活動を行うにあた 奉加者を募り、 多くの奉加 犬上郡 勅許を

> った。 場かこれから檀那場を目指すものとするならば、 広範囲に六角系の同宿輩の活動が想定できた 泉・播磨・備後・讃岐・土佐・出雲・筑後と、 総・上野・ 描き込まれた。そして梵鐘にも勧進坊主の名が刻まれることとな 勧進坊主には「小聖」を冠する国名が付され、 武蔵・越後・越中・越前・若狭・伊勢、 東北から九州まで 北から常陸・上 南は丹後・ 国名が檀 那

果を目に見える形として、 ありながら六角氏と結びつくことで支配を実現させた近江尼子氏 祐尊や勧進坊主にとっての記念碑的事業に、その頃、 犬上郡の総鎮守としての多賀社を、 本願不動院祐尊は、 筆頭奉加者として登場することとなったのである。 天皇・将軍・聖護院門跡・六角氏を背景に 奉加者名を梵鐘に刻んだ。 全国的なものとした。 将軍直臣で 本願不動院

注

が、

- $\widehat{1}$ 二、一九八三年)、② 菊池武①「多賀大社の本願と坊人」(『印度学仏教学研究』三一― 本願職の研究』清文堂出版、 国多賀社本願の成立と展開」 の本願」(『年報中世史研究』三五、二〇一〇年)。祐川恵理 験』四一、二〇〇八年)。工藤克洋「聖・山伏がうみだした戦国期 大高康正「中近世における本願の社内定着化」(『山岳修 「本願所の歴史」(『日本歴史』四六六、一 二〇一〇年)。 (豊島修·木場明志編『寺社造営勧准 近江
- 祐川、注 (1) 論文。
- 黒嶋敏「山伏と将軍と戦国大名」 天文十年以降、 院、二〇一二年。 本山派再建を本格化させた。 初出二〇〇四年)。 聖護院道増は准三后となった 『中世の権力と列島』

にとっても同様だった。

このことは、

同宿輩と呼ばれた山伏姿の勧進坊主

(後の坊人)

3 $\widehat{2}$

勧進坊主が絵解きで使用する多賀社参詣

曼荼羅が、

梵鐘鋳造に併せて初めて作成され、

梵鐘は本殿の前

- 文化財保護課、一九八七年)。 (4) 『昭和六十年度滋賀県文化財調査年報』(滋賀県教育委員会文化部
- 5 鐘銘集成』(角川書店、一九七二年)。③ ①『多賀神社史』 九四年)。⑧ 版(多賀大社社務所、一九八三年)。⑤『多賀信仰』 賀県)』(文化庁、一九七五年)。④ 『多賀大社叢書』文書篇、 六五二号)。 (注4文献)。 一九八六年)。⑥『昭和六十年度滋賀県文化財調査年報』 ⑦『お多賀さまへは月まいり』(彦根城博物館、 『新修彦根市史』五、 (多賀神社、一九三三年)。②坪井良平『日 史料編 『湖東地方の文化財 (彦根市、 二〇〇一年、 (多賀大社社 _ 九
- 7 ⑨熊谷幸次郎「多賀大社のつり鐘と銘文」(『多賀大社叢書』論説 まへは月まいり』(注5⑦文献)。⑭仁木宏「戦国時代の多賀社を 世史研究』三五、二〇一〇年)。 年)。⑮工藤克洋 信仰した人々」(『新修彦根市史』一、通史編、 查報告書第一集、 鐘奉納と武将たち」(『多賀信仰』一九八六年、 多賀大社社務所、一九七九年。初出一九七〇年)。⑩木村光伸「梵 『多賀信仰とその周辺』(滋賀県琵琶湖文化館、一九九〇年、 ⑫ 『多賀の文化財 多賀町教育委員会、一九九一年)。(3) 「聖・山伏がうみだした戦国期の本願」(『年報中 考古·美術工芸品』(多賀町文化財調 彦根市、 注5⑤文献)。① 『お多賀さ 二〇〇七
- (8) 西島「京極氏領国における出雲国と尼子氏」(同『松江藩の基礎的(8) 西島「京極氏領国における出雲国と尼子氏」(同『松江藩の基礎的
- 樹編、東京堂出版、二○○九年)、七五一・七五六・七六二・七七(9)「左京大夫」であることは、『戦国遺文』佐々木六角氏編(村井祐

-)号、『寛永諸家系図伝』『寛政重修諸家譜』等を参
- 『戦国遺文』佐々木六角氏編、一一二六号。
- 『找国遺文』左々木六角氏編、一一二四号。

 $\widehat{11}$ $\widehat{10}$

(13) 西島「戦国期守護職をめぐる尼子氏と京極氏」(『古文書研究』(12) 『戦国遺文』佐々木六角氏編を参照。

九

- 伊藤俊一「南北朝〜室町時代の地域社会と荘園制」(同『室町期荘二、二〇二一年)。
- 少輔」がいる(『新校群書類従』巻四一所収「聚楽第行幸記」)。近陽成天皇の聚楽第行幸時、関白豊臣秀吉の前駆左列に「尼子宮内子氏は本稿で扱う史料のほか、天正十六年(一五八八)四月の後以上、西島、注(8)論文、および注(3)論文。なお、近江尼園制の研究』塙書房、二〇一〇年、初出一九九三年)。

15

14

頁。 (16) 宮島敬一『浅井氏三代』(吉川弘文館、二○○八年)九五~九九

江尼子氏歴代の官途「宮内少輔」であることから、近江尼子氏と

考えられ、豊臣期には秀吉配下として存続していた。

- (17) 『戦国遺文』佐々木六角氏編、一一二三号
- 写真で文字の高さを直した。 善本特集』第二三三号(二〇一三年、七〇号文書、一六九頁)の善本特集』第二三三号(二〇一三年、七〇号文書、一六九頁)の(18) 『戦国遺文』佐々木六角氏編、一一二五号。『思文閣古書資料目録

19

- 年)四六三頁。 (多賀町史)別巻(多賀町史)上(多賀町、一九九一翻刻文の写しより復元した。『多賀町史』上(多賀町、一九九一翻刻文の写しより復元した。『多賀町史』上(多賀町、一九九一年)四六三頁。『多賀町史』別巻(多賀町、一九九五年)所収「専行事行寺文書。『多賀町史』別巻(多賀町、一九九五年)所収「専行事行
- 勤祭使、郷民等令勤馬上役等之条先例也」とある。篇、改訂版、三号)に「当社者犬上東西郡鎮守也、両郡御家人等、篇、改訂版、三号)に「当社者犬上東西郡鎮守也、両郡御家人等、文永六年十月七日付両六波羅探題下知状(『多賀大社叢書』文書

20

- 21 観音院古文書卷三」収載、江州多賀大社別当不動院由緒 『多賀大社叢書』記録篇三(多賀大社社務所、一九七九年)「多賀
- 22 『改訂近江国坂田郡志』二、滋賀県坂田郡教育会、一九四四年)九 武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年。初出一九七四年)。 編一○章三節二項多賀氏。二木謙一「故実家多賀高忠」(同『中世
- 23 二七四頁。 宮島敬一『戦国期社会の形成と展開』(吉川弘文館、一九九六年) 編著『近江六角氏』戎光祥出版、 松下浩「戦国期六角氏権力に関する一考察」(新谷和之 二〇一五年、初出一九九四年)。
- 24 注(1)論文。
- 25 『多賀大社叢書』文書篇、三九~五四号。
- $\widehat{27}$ 26 祐川、注(1)論文。

『改定史籍集覧』第二四冊。

28

- 鹿家記』の史料性について」(『歴史公論』七三、一九八一年)も 朔日条も同様である。なお、 参照のこと のものと考えられる。多賀社の社僧の初見とされる延文元年二月 「鈴鹿日記」に四か所ある多賀社関係記事の年代は、いずれも後年 川上行蔵「食生活語彙からみた『鈴
- 『多賀大社叢書』文書篇、 改訂版、 六二号。

29

30 『多賀大社叢書』 文書篇、 改訂版、 六九号。

31

- 年勅筆」取次の礼として多賀社宮内卿法師からの受取り(同二十 の「多賀社牛王札」受け取り(同十九年正月)、④言継による「去 『御湯殿上日記』天文十八年五月二十八日条。この他、公家との関 十八年十一月十九日、同十九年正月五日、同二十一年正月十二日 山科言継の わりとして、 年正月)などが窺える(『言継卿記』天文十四年十一月三日、同 「江州多賀社勧進帳」記入(同十八年十一月)、 ①飛鳥井雅綱の多賀社参詣(天文十四年十一月)、② ③言継
- 32 江州多賀大社別当不動院由緒 (注21文書) に拠る。
- 34 天文十一年三月十一日付多賀大社修理所衆議定書(注29文書)

に

「多賀大社勧進坊主修理所事」とある。

35

- (36) (37) 大高康正①「多賀社参詣曼荼羅考」(『山岳修験』三九、 期敏満寺を復元する』』多賀町立文化財センター編・刊、二〇一〇 に、②「多賀社参詣曼荼羅にみる敏満寺」(『シンポジウム 『最盛 二〇〇七年)。この他、 多賀社参詣曼荼羅に関する大高氏の著作
- 38 大高、注 (1)論文。

3

『多賀曼荼羅の世界』(多賀大社、二〇一二年)がある。

江州多賀大社別当不動院由緒 (注21文書)。

39

- 40 祐川、 注 (1)論文。
- 41 42 注 (29) 文書。

行記

する。 梵鐘銘文調査では多賀大社宮司片岡秀和様、権禰宜龍見將弘様、 書調査では専行寺住職馬場了祐様の御高配を賜った。記して謝意を表